

長時間労働は労働者の心身を破壊する

うつ病で労災認定—長時間労働が証拠

居酒屋チェーン店で働く 30 代の H さん。正社員は店長と 2 人だけ。他は非正規労働者である。H さんの勤務は午後の仕込みから、閉店後の整理と明け方まで帰れない状態が日常化していた。

H さんがうつ病を患い、休み始めた直後に奥さんから相談。夫婦で相談に訪れたが、H さんは話すことも出来ず、落ち着かない状態であった。心療内科を紹介し、当事者対応が困難であると判断し労働組合を紹介する。

エリア管理者による罵声を浴びせるノルマの強要がパワハラであった。その結果、正社員の長時間労働となり、「うつ病」を発症したため、休職満期による解雇を防ぐことが課題であった。

労働組合が、会社に申し入れるが弁護士対応。うつ病・長時間労働・残業不払いを課題として、会社にはうつ病発症の責任と残業未払を請求。しかし、会社は賃金の内、月 9 万円が定額残業代であると主張してくる。

その後、会社にタイムカードを提出させ、労働組合が計算した労働時間は平均で月 100 時間を越えていた。これに基づく額を会社に請求。タイムカード提出後であり、会社主張と組合主張に大きく乖離がなかったため、月 9 万の見なし残業代で対立する。

組合は交渉と平行して労災を申請し、企業責任を求めるが、当事者が休職中であり、解雇制限及び生活保障を要望する。

H さんの「うつ病」が思ったほど回復せず、紛争中に 3 人目の子どもが誕生。家族 5 人で組合の会議に出席していたが、精神疾患の労災は結果が出るまでに 6 ヶ月はかかる。傷病手当だけでは生活が出来ない状態が続く、病状も思うように快復せず、本人は復職の意志がないことから、2 年分の残業代全額プラス α で解決する。

その後、労災が認定され、傷病手当との差額が支払われる。長時間労働は労働者の心身を破壊する。大筋の労働時間が立証できなければ泥沼化していたであろう。